

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成26年2月28日

香川県監査委員 林 獻
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について 河川占用許可について、占用許可面積を誤り、占用料を過大に徴収しているものがあった。（長尾土木事務所）</p> <p>イ 支出事務について (ア) 委託料及び賃借料の支出手続について、契約どおりに行われていないものがあった。（建築指導課）</p> <p>(イ) パーソナルコンピューターの修理業務を委託する際に、秘密保持体制の確認等を行っていないかった。（港湾課）</p> <p>ウ 手当の支給について (ア) 県外出張時の超過勤務手当について、超過勤務時間に移動時間を算入しているものがあった。（長尾土木事務所）</p> <p>(イ) 超過勤務手当について支給漏れがあった。（高松港管理事務所）</p>	<p>ア 収入事務について 占用者に過大徴収に至った経緯を説明の上、過大に徴収した占用料を返還した。 今後は、誤りがないよう複数者により確認する。</p> <p>イ 支出事務について (ア) 平成25年度契約分からは、契約どおり支出手続を行っている。 今後も、適切に支出手続を行うよう確認を徹底する。</p> <p>(イ) 今後、パーソナルコンピューターの修理業務を外部委託する場合には、契約書又は請書によりデータの秘密保持体制を確保する。</p> <p>ウ 手当の支給について (ア) 平成25年8月分の給料で返納した。 全職員に対し、超過勤務手当の適正な事務処理について周知するとともに、支給に当たりその都度確認する。</p> <p>(イ) 平成25年9月分の給料で追給した。 全職員に対し、超過勤務手当の適正な事務処理について周知するとともに、支給に当たり毎月確認する。</p>

<p>工 契約事務について 港湾海岸侵食対策工事に伴う契約変更について、変更事前協議書及び現場打合簿が作成されていなかった。 (長尾土木事務所)</p> <p>才 物品管理について 水防情報システムのサーバについて、保管換及び廃棄の手続ができていなかった。 (河川砂防課)</p>	<p>工 契約事務について 監督員の変更事前協議書及び現場打合簿の作成について、職員に周知徹底を図るとともに、受注者が報告すべき現場打合簿についても、確実に作成するように受注者への指導を徹底した。</p> <p>才 物品管理について 各土木事務所及び小豆総合事務所の保管分について、保管換と廃棄手続を行った。 今後、備品を購入する際には、香川県会計規則に基づく適切な事務処理を徹底する。</p>
--	---